

# 浜長保険センター安全だより

令和4年7月20日

浜長保険センター 第80号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



7月

土用は、四季の終わりにそれぞれ存在します。これからが夏本番、季節の変わり目は、体調を崩しやすい時期でもあります。夏の土用、丑の日(7月30日(日))は、「う」の食べ物又は黒いものを食べると良いとされています。うなぎ、うどん、瓜(きゅうり、すいか、カボチャ)、梅干し、土用しじみ、土用餅など。夏バテ防止にしっかり栄養を摂り、健康で健やかに過ごしたいものです。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



駐車とは長時間、停車とは短時間、車両を停めることと抽象的に理解していませんか？道路は公共の場所であり、幼児から高齢者まで不特定の方が利用し、また、歩行者の他、自転車、バイク、自動車など様々な乗り物が通行します。車両の駐停車は、円滑な通行を妨害し、又は駐停車車両が死角となって、歩行者・自転車等の確認が困難になるなど、駐停車は、妨害性・迷惑性・危険性があります。交通ルールで定められている駐停車の定義について、問答形式により説明します。



## 駐車の意義(道路交通法第2条第1項第18号)

駐車の意義を整理しますと、継続的停止と短時間停止の二つに分けられます。

- 1 **継続的停止**～客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障、その他の理由により**継続的に停止**すること。ただし、**貨物の積降しのための停止で5分を超えない時間内のもの、及び人の乗降のための停止を除く。(人の乗降の場合には、時間が記載されていません。)**
- 2 **みなす駐車**～車両等が停止し、かつ、運転者がその車両等を離れて、直ちに運転できない状態にあるとき。**(短時間であっても、直ちに運転できない場合は、駐車に該当)**

問 **継続的停止とは、時間的な基準はないのか？**

答 社会通念によって、判断することになりますが、5分以内の貨物の積降しを「停車」とみなしていることから、一応5分を超える時間が「継続的停止」の判断基準としています。道路交通法解説(東京法令)

問 **客待ちのため5分停止した場合、駐車違反になるのか？**

答 5分以内は、貨物の積降しを行う場合であり、客待ちであれば、駐車違反になります。定義を参考に！

問 **みなす駐車とは、どういう意味か？**

答 車両等が停止し、かつ、運転者がその車両等を離れて、直ちに運転ができない状態にあるときは、停車であっても、駐車とみなされることです。例え3分でも直ちに運転できない状態のときは、放置駐車違反に問われます。**(駐停車禁止場所⇒放置駐車 反則金 普通1万8千円、点数3点)**

問 **「車両等が停止し」とは、どういう意味か？**

答 エンジンを停止したか、しないかは問題ではない。エンジンを停止せず、運転席を離れば、運転者の遵守事項(停止措置義務違反) 道交法第71条第5号に該当します。**(反則金 普通6千円、点数1点)**



駐停車に関する質疑は、数多くありますので、判例を含め次月も継続して説明します。



～ その駐車 車の陰に 危険が潜む ～